

浅草六区誕生 130 周年記念事業
浅草六区再生プロジェクト～For the future of the “Rock”～
2013年9月26日よりスタート

六区ブロードウェイ商店街振興組合(代表理事:熊澤永行)は、“興行街”浅草六区の「歴史資産」と「未来」をテーマとした浅草六区誕生 130 周年記念事業「浅草六区再生プロジェクト～For the future of the “Rock”～」を、2013年9月26日(木)から2016年10月1日(土)まで3ヵ年事業として実施します。

浅草六区誕生 130 周年記念事業「浅草六区再生プロジェクト～For the future of the “Rock”～」とは、土地の有効利用と建物用途の誘導といった、これまでの事業を継承しつつ、六区ブロードウェイを中心に浅草の歴史と伝統、芸能文化に培われた興行街にふさわしい事業の形成を図り、未来に向けて、浅草の魅力と賑わいに貢献する“興行街”浅草六区の再生を行うことを目的とした4つの新事業(活性化計画事業・環境整備 インフラ整備 事業・イベント事業・サービス向上事業)です。

浅草六区は、1883年9月26日に浅草公園として造成完了し、その翌年の1884年1月に浅草公園が六区画に区分けされ誕生しました。さらに、1886年10月1日には浅草六区で最初の劇場「常磐座」が開場したことから、2013年9月26日が浅草六区造成完了130周年、2014年1月が浅草六区誕生130周年、2016年10月1日が浅草六区劇場誕生130周年にあたります。この2013年9月26日から2016年10月1日の約3年間で、浅草六区造成～区画化～劇場街として誕生してから130周年となる3年間にあたることから、今回の浅草六区誕生130周年記念事業「浅草六区再生プロジェクト～For the future of the “Rock”～」を3ヵ年事業としています。

浅草六区は、国際観光都市「浅草」を象徴する浅草寺の西側に位置し、かつては東京一の興行街として、また現在では浅草の新たな西の玄関口として、浅草観光の拠点を担う地区です。そこで、2011年3月16日に「浅草六区地区 地区計画()」として都市計画決定・告示、建築条例公布・施行されました。今後、「浅草六区地区 地区計画」に沿う形で、シアターレストランを備える「ドン・キホーテ浅草店(仮称)」(2013年12月オープン予定)、スポーツ練習場などを備える「新ROX3(仮称)」(2014年12月オープン予定)、劇場2館(500席、300席)を備える「マルハン松竹六区タワー」(2014年12月オープン予定)、ホテル、全国各地の魅力が集積する地域振興の総合拠点「まるごと日本プロジェクト」を備える「東京楽天地浅草ビル(仮称)」(2015年秋オープン予定)のオープンが予定されています。

六区ブロードウェイ商店街振興組合では、地元の皆様や関係機関との調整を図り、各会員企業と協力し、“興行街”浅草六区の賑いを復活させてまいります。

= 本件に関するお問い合わせ =

六区ブロードウェイ商店街振興組合
Mail:info@asakusa6.jp

「浅草六区誕生 130 周年記念事業」広報事務局
(株)プラチナム内:西口/宇塚 Tel:03-5572-6071 Fax:03-5572-6075 Mail:m-nishiguchi@vectorinc.co.jp

浅草六区誕生 130 周年記念事業 「浅草六区再生プロジェクト～For the future of the “Rock”～」概要

名 称:浅草六区誕生 130 周年記念事業 「浅草六区再生プロジェクト～For the future of the “Rock”～」

主 催:六区プロードウェイ商店街振興組合

期 間:2013 年 9 月 26 日(木)～2016 年 10 月 1 日(土)

基本理念:浅草六区誕生 130 周年という記念すべき年を、先人達が築いてきた歴史や文化に触れ、浅草六区が持つ「歴史資産」と「未来」をテーマに“浅草六区 = エンターテインメントエリア”として改めて世界や未来に向け、発信する契機とする。

事業内容: A 活性化計画事業

B 環境整備(インフラ整備)事業

C イベント事業

D サービス向上事業

「六区プロードウェイ商店街振興組合」概要

代表理事:熊澤永行

所在地:東京都台東区雷門1 - 14 - 6 3 階

設立年月日:平成 6 年 4 月 11 日

会員数:33 店舗

商店街 URL:<http://www.asakusa6.jp/> 2013 年 9 月 26 日(木)開設予定

()浅草六区地区 地区計画(平成 23 年 3 月 16 日都市計画決定・告示)

浅草六区地区では、「魅力と賑わいのある観光拠点、興行街としての再生」を将来像として掲げ、土地の有効利用と建物用途を誘導することにより、浅草の歴史と伝統、芸能文化に培われた興行街にふさわしい街並みを形成するとともに、安全で快適な歩行空間を確保し、浅草の魅力と賑わいに貢献する興行街の再生を目指し、劇場・映画館・演芸場などの興行用途の誘導を図るなど「街並み誘導型地区計画」を活用した「浅草六区地区 地区計画」を決定した。

この計画は「まちづくりのルール【地区整備計画】」として、新たな建築等を行う際に、以下 6 つのルールが適用される。

建築物等の用途の制限 建築物の敷地面積の最低限度 壁面の位置の制限

壁面後退区域における工作物の設置の制限 建築物等の高さの最高限度

建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限

URL:<http://www.city.taito.lg.jp/index/kurashi/kenchiku/keikaku/chikukeikaku/asakusarokku.html>